

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

|                                |   |   |    |
|--------------------------------|---|---|----|
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部振興)   | 一 | ○測量法に基づく基本測量の実施 (農村整備課)                           | 八  |
| ○埼玉県職員の胃検診業務に関する入札公告 (職員健康支援課) | 二 | ○測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)                             | 八  |
| ○軽油引取税免税証の無効告示 (税務課)           | 三 | ○飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)                 | 九  |
| ○県民栄誉章規則に基づく表彰 (広聴広報課)         | 四 | ○草加都市計画公園事業の認可 (公園スタジアム課)                         | 九  |
| ○大規模小売店舗の新設に関する公告 (商業支援課)      | 四 | ○宅地建物取引業者の聴聞 (開発指導課)                              | 九  |
| ○大規模小売店舗(既存店)の変更に係る公告 ( )      | 六 | ○視聴覚資料データ整備業務委託に関する入札公告 (熊谷図書館)                   | 九  |
| ○大規模小売店舗の変更に係る公告 ( )           | 六 | ○所蔵データ点検整備及び資料保存業務委託に関する入札公告 ( )                  | 一〇 |
| ○林業種苗生産事業者の登録 (森づくり課)          | 八 | ○110番ネットワークシステム更新整備機器の賃貸借及び保守に係る一般競争入札の公告 (会 計 課) | 一二 |
| ○保安林の指定の解除 ( )                 | 八 | ○宿直仮眠用寝具及び被留置者用 ( )                               | 一二 |
| ○県営土地改良事業南小畦地区 ( )             | 八 |   |    |

寝具の賃貸借に係る一般競争入札の落札公示 (会 計 課) 一四

○開発行為に関する工事の完了公告

## 告示

告 (越谷建築安全センター) 一四

○選挙管理委員会の招集 (選 管 委) 一四

### 埼玉県告示第千三百八十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

(変更後) 特定非営利活動法人笑いと未来の絆

と未来の絆

三 代表者の氏名 大橋康郎

四 主たる事務所の所在地 埼玉県所沢市大字下安松九十八番地の百十四

五 定款に記載された目的 (変更前) この法人は、消費生活上の問題、保証問題、国際結婚、派遣切り、リストラ、離婚、相続や家庭内暴力等の問題を抱える方々に対して、消費生活に関する様々な分野の専門家や行政と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の立て直しに取組むべく、情報提供活動、無料相談活動を行い、支援に関する事業等を行う。以って国民生活と、すべての人々が安心して健やかで豊かな暮らしができる地域社会づくりを目指し、福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

申請のあった年月日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十一年十月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 (変更前) 特定非営利活動法人ヒューマンライフ・サポートセンター

(変更後) この法人は、障害者に対し、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業の運営、高齢者の福祉サービス事業、介護を必要とする

方々や、高齢者及びその家族に対し、地域で自立した生活を営んでいく為に必要な事業、派遣に関する事業、子育て支援、子供から高齢者迄、障害者も様々な問題を抱える方々に対して、専門家や行政と連携しながら、その解決方法と根本的な生活の立て直しに取組

むべく活動、相談活動を行い、支援に関する事業等を行う。以って国民生活と、すべての人々が安心して健やかで豊かな暮らしができる地域社会づくりを目指し、福祉と公益の増進に寄与することを目的とする。

### 埼玉県告示第千三百八十一号

次のおり一般競争入札に付する。  
平成二十一年十月二十日

埼玉県長 上田 豊 臣

#### 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県職員の胃検診業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 履行期間

平成21年12月1日(火)から平成22年2月26日(金)まで

#### (4) 納入場所

埼玉県総務部職員健康支援課長が指定する場所(県内5会場)

#### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの検診単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を

入札書に入力し、又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)に基づき、病院又は診療所の開設に係る所定の手続が完了している者であること。
- (3) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できる者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

#### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部職員健康支援課保健事業担当 倉橋 薫 電話048-830-2464(直通)

#### (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。

#### イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

#### (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

#### (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月13日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

（イ）郵送の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月12日（木）午後5時まで  
なお、書留郵便によること。

（ロ）持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月13日（金）までの午前10時から午後4時まで（最終日は、正午までとする。正午から午後1時までを除く。）

（5）開札の場所及び日時

埼玉県総務部職員健康支援課 平成21年11月13日（金）午後2時30分

4 その他

（1）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
検診単価（入札書に入力し、又は記載する金額）×350（見込受診数）×1.05×0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
契約単価×350×1.05×0.1

（2）入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成21年11月4日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求めら

れた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

（3）入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

（4）契約書作成の要否

要

（5）落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（6）支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

（7）その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第三百八十二号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田 清司

| 免税証の種類 | 免税証の記号及び番号 | 枚数 | 用途 | 有効期間                              |
|--------|------------|----|----|-----------------------------------|
| 一〇〇二二  | 03G041617  | 四  | 船舶 | 平成二十一年三月二十四日<br>～<br>平成二十一年八月三十一日 |
| 五〇〇二二  | 03I004464  | 一  | 船舶 | 平成二十一年三月二十四日<br>～<br>平成二十一年八月三十一日 |

|                           |                                  |
|---------------------------|----------------------------------|
| 免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 | 神奈川県横浜市金沢区白帆一<br>横浜ベイサイドマリナー株式会社 |
| 免税証を交付した事務所               | 亡失年月日                            |
| 大宮県税事務所                   | 平成二十一年九月十八日                      |

埼玉県告示第千三百八十三号

埼玉県民栄誉章規則(昭和五十九年埼玉県規則第五十六号)第五条第一項の規定により行った平成二十一年十月十八日の表彰において表彰を受けた者の氏名及び業績は、次のとおりである。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 氏名

蜷川 幸雄

二 業績

多年にわたり演出家として舞台芸術に取り組み、文化の向上に多大な功績を挙げ、社会に明るい希望を与えて県の名を高めた。

埼玉県告示第千三百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤオコー草加原町店

草加市原町二丁目三番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 清巳

川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 清巳

川越市脇田本町一番地五 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年五月三十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千六百六十一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二八台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一一一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四・三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 二カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十一年九月三十日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課



埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マミーマート川口市芝店

川口市芝二丁目十四番の一部

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎 裕文

東松山市本町二丁目二番四十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎 裕文

東松山市本町二丁目二番四十七号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十二年六月二日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

ホ 千七百四十二平方メートル  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三カ所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十一年十月二日

ニ 縦覧期間  
平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先  
埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

妻沼東宝リバーサイドモール

熊谷市弥藤吾千二百番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時三十分から午後八時(株式会社コメリ外)

午前九時から午後九時(株式会社カスミ)

午前十時から午後七時(株式会社赤ちゃん本舗外)

午前十時から午後八時(株式会社マツモトキヨシ)

(変更後) 午前九時から午後九時

ハ 変更年月日

平成二十一年十月三十一日

ニ 届出年月日

平成二十一年十月一日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

トステムビバ上尾店

上尾市大字上字堤下三百五番地一 ほか

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は住所

(変更前) トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成 勝博

上尾市上二百九十八番地の一

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野 幸夫

川越市脇田本町一番地五

(変更後) トステムビバ株式会社 代表取締役 豆成 勝博

上尾市上二百九十八番地の一

ハ 変更年月日

平成二十一年四月三十日

ニ 届出年月日

平成二十一年十月二日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで  
三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

三郷市ららシティ三丁目一番一号、二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ららぽーと新三郷、(仮称) コストコホールセール新三郷

倉庫店

三郷市半田字西千九十三の十三番地外

(変更後) ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

三郷市ららシティ三丁目一番一号、二号

大規模小売店舗の建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社 取締役 須貝 信

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二十号

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 マイク シネガル

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

(変更後) 新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社 取締役 須貝 信

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二十号

コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 マイク シネガル

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 他未定

(変更後) コストコホールセールジャパン株式会社

代表取締役 ケン テリオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 他百八社

ハ 変更年月日

平成二十一年八月八日(設置者の代表者の変更、小売業者の代表者の変更)

平成二十一年九月十五日(大規模小売店舗の名称の変更等)

二 届出年月日

平成二十一年十月二日

二 縦覧期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十月二十日から平成二十二年二月二十二日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百八十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次の者を生産事業者として登録した。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

| 登録番号 | 生産事業者の氏名又は名称及び住所                          | 生産事業の内容           | 事業所の名称及び所在地            | 登録年月日        |
|------|---|-------------------|------------------------|--------------|
| 一四二  | 高田 正裕<br>鶴ヶ島市大字三ツ木の八百七十九番地                | 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 | 三ツ木事業所<br>鶴ヶ島市大字三ツ木    | 平成二十一年三月十九日  |
| 一四三  | 高田 隆由起<br>鶴ヶ島市大字三ツ木の八百七十九番地               | 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 | 三ツ木事業所<br>鶴ヶ島市大字三ツ木    | 平成二十一年三月十九日  |
| 一四四  | 社団法人埼玉農林公社 理事長 杉田 勝彦<br>行田市大字真名板千九百七十五番地一 | 幼苗の育成             | 社団法人埼玉農林公社<br>行田市大字真名板 | 平成二十一年九月二十八日 |

埼玉県告示第千三百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
入間市大字新光五四二の一
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

埼玉県告示第千三百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
入間市大字新光四七五の五、四七五の六
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅

埼玉県告示第千三百九十二号

県営土地改良事業南小畦地区(かんがい排水事業)の工事を平成二十一年三月二十七日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百九十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八

十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 作業種別  
基本測量(ジオイド測量)
- 二 作業期間  
平成二十一年十一月十三日から平成二十二年三月二十五日まで
- 三 作業地域  
熊谷市、比企郡小川町、比企郡ときがわ町、比企郡嵐山町

埼玉県告示第千三百九十四号

測量計画機関の長である川越市長川合善明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 測量計画機関  
川越市
- 二 作業種類  
公共測量(二級基準点測量)
- 三 作業地域  
川越市全域
- 四 作業期間  
平成二十一年十月一日から平成二十二年二月二十六日まで



埼玉県告示第千三百九十五号

飯能市から飯能都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり

告示する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称  
草加市

二 都市計画事業の種類及び名称  
草加都市計画公園事業

四・四・〇一号 綾瀬川左岸防災公園

三 事業施行期間

平成二十一年十月二十日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県草加市松江二丁目、二丁目

地内

ロ 使用の部分

なし

二 聴聞の場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

衛生会館 三〇四会議室

埼玉県告示第千三百九十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

視聴覚資料データ整理業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年11月20日(金)から平成22年3月19日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県立熊谷図書館が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

| 聴聞の日時                 | 被聴聞者の商号又は氏名                  | 主たる事務所の所在地   |
|-----------------------|------------------------------|--------------|
| 平成二十一年十月二十九日<br>午前十時  | 株式会社エス・ケイ・ワイ<br>代表取締役 明石 由美子 | 寄居町桜沢二七八九番一号 |
| 平成二十一年十月二十九日<br>午前十一時 | 寄居ハウス株式会社<br>代表取締役 明石 諭      | 寄居町桜沢二七八八番   |

一 聴聞の日時及び被聴聞者

埼玉県告示第千三百九十七号  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定による処分に係る公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 本委託業務は、埼玉県緊急雇用創出基金事業として行うものであり、受託者は、新規雇用者又は新規就業者を採用のうえ、業務を実施しなければならないこと。また、その予定人員をあらかじめ平成21年11月9日(月)午後4時までに明らかにできる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館視聴覚資料担当 網野、総務担当 丸田 電話048-523-6291(代表)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館1階集会室 平成21年11月5日(木) 午前10時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館1階集会室 平成21年11月12日(木) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

埼玉県立熊谷図書館視聴覚資料担当 平成21年11月11日(水) 午後5時  
なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年11月9日(月)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

埼玉県告示第1309十九号

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十一年十一月二十日

埼玉県長 田 野 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

所蔵データベース点検整備及び資料保存業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年11月20日(金)から平成22年3月19日(金)まで

(4) 履行場所  
埼玉県立熊谷図書館

(5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づき入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づき入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 本委託業務は、埼玉県緊急雇用創出基金事業として行うものであり、受託者は、新規雇用者又は新規就業者を採用のうえ、業務を実施しなければならないこと。また、その予定人員をあらかじめ平成21年11月9日(月)午後4時までに明らかにできる者であること。

(5) 次のいずれかに該当すること。

ア 過去3年以内に他の公共図書館等で同様のデータ整備業務を受託し、履行した実績を有する者であること。

イ 現場責任者として、司書の資格を有する者を従事させることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館人文科学資料担当 柴崎、総務担当 丸田 電話048-523-6291(代表)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
上記(1)の場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館1階集会室 平成21年11月5日(木) 午後2時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県立熊谷図書館1階集会室 平成21年11月13日(金) 午前10時

(5) 郵便による場合の入札書のおて先及び受領期限

埼玉県立熊谷図書館人文科学資料担当 平成21年11月12日(木) 午後5時  
なお、書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年11月9日(月)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

- (5) 最低制限価格  
設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できない。
- (6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事兼土地収用部長

この入札は、競争入札による。入札の要約書は、入札説明書及び仕様書に添付されている。入札の要約書は、入札説明書及び仕様書に添付されている。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
110番ネットワークシステム更新整備機器の賃貸借及び保守 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成22年3月1日(月)から平成28年2月29日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。
- (4) 納入場所  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所
- (5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力し、又は記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当

該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 岡本 電話048-832-0110 内線2244 ファクシミリ048-824-4607
- (2) 入札説明書の交付方法  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合  
埼玉県ホームページを開き、電子サービス窓口の「入札・調達」を選択して、「発注情報はこちら」からダウンロードすること。



- イ 紙媒体による場合  
上記①の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をする  
と。）。
- (3) 仕様書の交付方法  
上記①の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
- (4) 入札書受付期間  
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年12月1日（火）午前10時30  
分まで  
イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合  
ロ 郵送の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年11月30日（月）午後5時  
まで  
ハ 持参の場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年12月1日（火）午前10時  
30分まで
- (5) 開札の場所及び日時  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成21年12月1日（火）午前10時40分
- 4 その他  
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗  
じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規  
則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合  
は、免除する。  
イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた  
額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する  
場合は、免除する。  
(3) 入札者に要求される事項
- この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請  
書を次のいずれかの方法で平成21年11月20日（金）午後5時までに提出し、競  
争入札参加資格（上記2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得な  
ければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求  
められた場合は、それに応じなければならぬ。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。  
イ 紙媒体による場合は、入札説明書に定める書類を作成し、上記3(1)の提出  
場所に郵送し、又は持参する。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。  
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め  
る規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書  
(5) 契約書作成の要否  
要  
(6) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低  
の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(7) 手続における交渉の有無  
無  
(8) 競争入札参加資格の付与  
上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県  
所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添  
付して、平成21年11月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格  
審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048  
-830-5775（直通））へ提出すること。  
(9) 支払条件  
発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。  
(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A lease of Number 110 Network System.
- (2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 10 : 30 a.m., December 1, 2009 By mail ; 5 : 00 p.m., November 30, 2009 In person ; 10 : 30 a.m., December 1, 2009
- (3) Contact point for the notice : Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2244

埼玉県告示第十四百一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県知事 上田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成21年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
小山株式会社 奈良県奈良市西木辻町88番地
- 5 落札金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成21年7月3日

別表 宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

| 購入等件名               | 予定数量       | 落札金額 |
|---------------------|------------|------|
| 宿直仮眠用寝具 (リネンサフライ含む) | 1,333,710組 | 63円  |
| 被留置者用寝具 (リネンサフライ除く) | 847,271組   | 35円  |
| 被留置者用寝具 (リネンセット) 交換 | 22,887セット  | 200円 |
| 被留置者用寝具 (毛布) 交換     | 16,351枚    | 210円 |

(落札金額は、税抜き単価)

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂 卷 一 男

- 一 許可番号  
平成二十一年十月十三日

指令越建セ第二〇〇一三三二一号  
二 検査済証番号  
平成二十一年十月十三日  
第二五六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
南埼玉郡宮代町大字須賀字島一九〇  
八一六、一九〇八一八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉県野田市次木三三八一一三  
高橋 裕人

埼玉県選管告示第四百十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年十月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 日時 平成二十一年十月二十三日 午後一時
- 二 場所 埼玉県選挙管理委員会室
- 三 議題
- イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

口  
つ  
い  
て  
そ  
の  
他

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| 発行日                                                                   |
| 毎週<br>火曜日・金曜日                                                         |
| 購読料金                                                                  |
| （郵便料金を含む）<br>一年四万三千四百円                                                |
| 発行者                                                                   |
| 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇号（代表）<br>四八―八二四―二二一―一（代表）                    |
| 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所                                                                   |
| 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>四八―八六二―二九〇―二（代表）                       |